夏のインスタグラムキャンペーン「“＃タツカメ映え”を探しに行こう！」実施要領

１ 目的

日本遺産市公式インスタグラム（＠mou.suberasenai）で写真投稿型のフォトコンテストを実施することで、画像による日本遺産「龍田古道・亀の瀬」の魅力を対外的に発信する。

２ 実施方法

（１）応募期間 令和５年７月１５日（土）～令和５年９月１８日（月）

（２）応募テーマ 日本遺産「龍田古道・亀の瀬」の魅力が伝わり、現地に行ってみたくなるような作品

（３）応募方法 日本遺産推進協議会のアカウントをフォローし、今回の応募指定ハッシュタグ（#タツカメ映え）と撮影場所を記載し投稿してもらう

（４）応募要件

・応募するアカウントが公開設定になっていること

・応募する写真は、構成文化財を含む、日本遺産「龍田古道・亀の瀬」を撮影した写真であること

・被写体に人物が含まれる場合は、本人の了承を得ること

・応募作品は、他のフォトコンテストに入賞したことがない作品であること（複数の写真を１つの投稿に掲載した場合は、１枚目の写真を応募作品とみなす ）

・撮影時期は過去のものでも良い

・インスタグラムのメッセージ機能が使えること（入賞者には、インスタグラムのダイレクトメッセージで連絡するため）

※投稿頂いた写真は、本コンテストの広報活動や、協議会の広報のために作成するパンフレットやポスター、カレンダー、ウェブサイトなどに連絡なく無償で使用することがある。

・投稿は原画指定とする。

（５）その他 応募者のインスタグラムやその他のＳＮＳでの投稿内容やそれに関わるトラブルに関して、協議会は一切責任を負わない。

３ 注意事項

（１）投稿写真の撮影にあたっては、第三者の肖像権、著作権その他の諸権利を侵害することのないように周知する。第三者と紛争が生じた際は、応募者自身の責任と費用負担によって解決することとする。

（２）投稿写真は、応募者本人が撮影し、すべての著作権を有しているものに限る。他者の作品の投稿は無効とする。

（３）次の内容にあてはまる投稿は禁止する。また、協議会が次の内容にあてはまると判断した場合は、審査対象外とする。

・第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの

・他の印刷物、展覧会などで使用されているもの

・公序良俗に反するもの

・立入禁止、撮影禁止場所で撮影したもの

・営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為にあたるもの

・個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの

・他の個人、企業、団体等になりすましたもの

・本コンテストの適正な運営を妨げるもの

・Instagramの利用規約・法令に違反するもの

・その他運営者が不適切と判断するもの

４ 入賞賞品

・特別入選賞・・・・１点

　オリジナルポスターと日本遺産推奨商品「もう、すべらせない！！」ブランド認定事業所の商品詰め合わせ

・ベスト賞・・・・・各１点（計２点）

　オリジナルポスターと日本遺産推奨商品「もう、すべらせない！！」ブランド認定事業所の商品詰め合わせ

５ 審査の方法

（１）特別入選賞・・・協議会役員を含む審査員の票が多かった１作品

（２）最終審査・・・協議会会長・副会長がそれぞれベストだと思う各１作品

６ 結果発表 令和５年１１月中旬以降に入賞者及び作品を日本遺産「龍田古道・亀の瀬」ポータルサイトで発表する。

７ スケジュール（予定）

（１）応募期間・・・令和５年７月１５日～令和５年９月１８日

（２）投票・・・令和５年９月２５日～令和５年１０月１８日

（４）入賞者及び作品発表・・・令和５年１１月上旬～中旬